

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものがあります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席
番
号

I. 次の 1. から 15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ） 内に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って
旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。（道路運送法第 3 条）

（ × ）

2. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。（運輸規則第 50 条）

（ ○ ）

3. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。
（道路運送車両法第 48 条）

（ ○ ）

4. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
（道路運送法第 20 条）

（ ○ ）

5. 旅客自動車運送事業の乗務員は、事業用自動車の中で喫煙してはならない。
（運輸規則第 49 条）

（ ○ ）

6. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)
- (○)
7. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)
- (○)
8. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。(運輸規則第35条)
- (○)
9. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)
- (○)
10. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。(道路運送法第30条)
- (○)
11. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)
- (○)
12. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2)
- (×)
13. 事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。(道路運送法第13条)
- (×)
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6月間保存しなければならない。(運輸規則第25条)
- (×)
15. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)
- (○)

Ⅱ. 旅客自動車運送事業運輸規則に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（ ク ）で定めるところにより、主として運行する路線又は（ チ ）の状態及びこれに対処することができる（ サ ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を（ ソ ）し、かつ、その記録を営業所において（ ア ）保存しなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 三年間	イ. 通達	ウ. 経路	エ. 法	オ. 申請	カ. 自動車
キ. 教育	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 五年間	サ. 運転技術	シ. 省令
ス. 報告	セ. 一年間	ソ. 記録	タ. 届出	チ. 営業区域	ツ. 運転者

Ⅲ. 道路運送車両法に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、（ ネ ）で定めるところにより（ ホ ）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。（道路運送車両法第66条）
- ・この法律は、道路運送車両に関し、（ ア ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ チ ）その他の環境の保全並びに整備についての（ カ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

（道路運送車両法第1条）

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 火災	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 走行距離
サ. 重大な事故	シ. 運営を適正	ス. 目的地	セ. 点検	ソ. 継続
タ. 営業所	チ. 公害の防止	ツ. 適切な時期	テ. 公共の福祉	ト. 保護
ナ. 乗務員の服務	ニ. 予備検査証	ヌ. 道路運送法	ネ. 国土交通省令	ノ. 運送約款
ハ. 告示	ヒ. 車検証	フ. 通達	ヘ. 料金表	ホ. 検査標章

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し（ ）
又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写
しとともに、当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）

答. _____ 手数料

2. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は（ ）を超えないものと
する。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

答. _____ 4 時間

3. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は
その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交
通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）

答. _____ 三十日

4. 事業者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）
に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

答. _____ 保安基準

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期
間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

答. _____ 五

V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(道路運送法第15条)

- ①営業区域の変更 (○)
- ②営業所の位置の変更 (○)
- ③営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 (×)
- ④自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (○)
- ⑤主たる事務所の位置の変更 (×)

VI. 道路運送法に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、(キ) を起こしその他国土交通省令で定める (サ) を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
- 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の (オ) の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める (タ) ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(イ) を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 火災	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 走行距離
サ. 重大な事故	シ. 運営を適正	ス. 目的地	セ. 点検	ソ. 継続
タ. 営業所	チ. 公害の防止	ツ. 適切な時期	テ. 公共の福祉	ト. 保護
ナ. 乗務員の服務				